

手配旅行条件書（国内・海外）

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める「取引条件説明書面」及び同法第12条の5に定める「契約書面」の一部となります。

1. 手配旅行契約

- (1) この旅行は、西武トラベル株式会社（観光庁長官登録旅行業第139号）（以下「当社」という）が手配する旅行であり、この旅行に参加されるお客さまは当社と手配旅行契約（以下「旅行契約」という）を締結することになります。
- (2) 旅行契約の内容・条件は、当社がお客さまの委託により、お客さまのために代理、媒介又は取次をすることなどにより、お客さまが運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」という）の提供を受けることができるように、手配することを引き受ける契約をいいます。
- (3) 旅行契約の内容・条件は、本旅行条件、当社旅行業約款手配旅行契約の部（以下「当社約款」という）によります。
- (4) 当社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をしたときは、旅行契約に基づく当社の債務の履行は終了いたします。従って、運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供をする契約を締結できなかった場合でも、当社がその義務を果たしたときは、当社所定の旅行業務取扱料金（以下「取扱料金」という）をお支払いいただきます。

2. 旅行の種類

旅行は、日本国内のみを旅行する「国内旅行」と、それ以外の「海外旅行」とがあります。

3. 申込条件

- (1) 15歳未満の方のご参加は、保護者の同行を条件とします。15歳以上20歳未満の方のご参加は、保護者の同意書が必要です。75歳以上の方は、健康診断書の提出をお願いいたします。場合によっては、お断りさせていただくか、同伴者の同行などを条件とさせていただく場合があります。

4. 旅行のお申込みと契約の成立

- (1) 当社所定の申込書に所定の事項を記入の上、下記申込金を添えてお申込みいただきます。申込金は旅行代金・取消料その他のお客さまが当社に支払うべき代金の一部としてお取り扱いします。
- (2) 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領した時に成立するものとします。
- (3) 当社は、お客さまと旅行契約を締結するに際し、申込金のお支払いを受けることなく契約締結の承諾のみにより旅行契約を成立させることがあります。この場合、当社が、お客さまに対し、申込金の支払いを受けることなく旅行契約を締結する旨を記載した契約書面を交付したときに、旅行契約が成立するものとします。
- (4) 当社は本項(1)及び(3)の規定にかかわらず、旅行代金と引換えに旅行サービスの提供を受ける権利を表示した航空券等の書面を交付するものについては、口頭によるお申込みを受け付けることがあり、この場合当社がお客さまのお申込みを受託した時に旅行契約が成立するものとします。

申込金（イ）海外旅行の場合

区 分	申込金（おひとり）
旅行代金が15万円未満	20,000円
旅行代金が15万円以上30万円未満	30,000円
旅行代金が30万円以上	50,000円

申込金（ロ）国内旅行の場合

区 分	申込金（おひとり）
旅行代金が3万円未満	6,000円
旅行代金が3万円以上6万円未満	12,000円
旅行代金が6万円以上10万円未満	20,000円
旅行代金が10万円以上	30,000円

5. 旅行代金のお支払い

- (1) 旅行代金とは、当社が旅行サービスを手配するために、運賃・宿泊料その他の運送・宿泊機関等に対して支払う費用及び当社所定の取扱料金（変更料及び取消料を除きます）をいいます。
- (2) 旅行代金（旅行代金から申込金を差引いた残金）は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって海外旅行は21日目にあたる日より前までに、国内旅行は14日目にあたる日より前までに、当社が指定した方法にてお支払いいただきます。但し、ピーク時期にご出発予定のお客さまについては異なる場合がございますので、当社営業所までお問合せください。

6. 空港諸税等のお支払い（海外旅行）

- (1) 航空券発券時に徴収となります空港諸税、空港施設使用料、航空保険料等は旅行代金に含まれておりませんので、旅行契約成立時点において確定した金額の日本円換算額を別途お支払いいただきます。なお徴収額は、ご利用いただく航空券運賃の大人・子供種別に準じます。
- (2) 日本円換算額は旅行契約の成立時点で確定し、それ以降の為替相場の変動による追加徴収、返金はいたしません。但し、空港諸税の新設や税額の変更により徴収額が変更になる場合があります。

7. 契約内容の変更

- (1) お客さまが、旅行日程・旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容の変更を求めてきた場合、当社は可能な限りその求めに応じます。
- (2) お客さまの求めにより契約内容を変更する場合、既に完了した手配を取消すために運送・宿泊機関等に対して支払うべき取消料・違約料その他の手配変更に必要な費用は、お客さまの負担とさせていただきます。
- (3) 上記変更に必要な費用とは別に、当社所定の変更料をお支払いいただきます。

イ）海外旅行の場合 消費税込

変更 手続 料金	ホテル・レンタカーの予約変更（クーポンの切替、再発行も含む）	1ホテルまたは1手配につき2,100円
	鉄道・船舶・バス等交通機関の予約変更（切替、再発行も含む）	1手配につき3,150円
	観光その他サービスの予約変更	1手配につき3,150円
	航空券の予約変更	契約時に明示した料金

ロ）国内旅行の場合 消費税込

続変 料更 金手	運送・宿泊機関及び観光施設等の変更	1運送・宿泊機関等それぞれ1件につき1,050円
----------------	-------------------	--------------------------

変更によって生じる旅行代金の増加及び減少は、お客さまに帰属するものとします。

8. 旅行代金の変更

- (1) 当社は、旅行開始前において運送・宿泊機関等の運賃・料金の改定、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動が生じた場合は、当該旅行代金を変更することがあります。この場合、旅行代金の変動の危険はお客さまの負担とさせていただきます。
- (2) 当社は、旅行サービスを手配するために実際に要した旅行代金とお客さまから旅行代金として収受した金額とが合致しない場合は、旅行終了後、速やかに旅行代金の精算をいたします。

9. 契約の解除

- (1) お客さまによる任意解除
お客さまは、下記費用をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約の全部又は一部を解除することができます。但し、契約解除のお申出をお受けできるのは、お客さまがお申込みをされた当社営業所の営業時間内に限らせていただきます。（お申し出日により取消料の額に差が生じることもありますので、営業所の営業日、営業時間、連絡先等はお客さま自身でもお申込み時点で必ずご確認願います。）
お客さまが既に提供を受けた旅行サービスの対価として、又ははまだ提供を受けてない旅行サービスに係わる取消料・違約料として、運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払う費用当社所定の取消料金
当社が旅行契約を履行することによって得られるはずであった取扱料金
- (2) お客さまの責に帰すべき事由による解除
当社は、お客さまが所定の期日までに旅行代金を支払わないときは、旅行契約を解除することができます。また、お客さまがクレジットカードによるお支払いを希望されながら、与信等の理由によりクレジットカードによるお支払いができなくなった場合、下記の費用はお客さまの負担とさせていただきます。
お客さまがまだ提供を受けていない旅行サービスに係わる取消料・違約料として運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払う費用
当社所定の取消料金
当社が旅行契約を履行することによって得られるはずであった取扱料金

取扱料金および取消手続料金

イ）海外旅行の場合 消費税込

取消 手続 料金	ホテル・レンタカーの予約取消・払戻	1ホテルまたは1手配につき2,100円
	鉄道・バス等交通機関の予約取消・払戻（バス類を含む）	1件につき券面の15%
	船舶・観光その他サービスの予約取消・払戻	1手配につき3,150円
	航空券の取消	契約時に明示した料金
	未使用航空券の精算手続	1名1件につき5,250円

ロ) 国内旅行の場合 消費税込

続取 料消 手金	運送・宿泊機関及び 観光施設等の予約取消	1運送・宿泊機関等 それぞれ1件につき 1,050円
----------------	-------------------------	----------------------------------

(3) 当社の責に帰すべき事由による解除

当社の責に帰すべき事由により旅行サービスの手配が不可能となったときは、お客さまは旅行契約を解除することができます。この場合は、旅行代金からお客さまが既にその提供を受けた旅行サービスの対価として、運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなくてはならない費用を控除した残金をお客さまに払い戻します。但し、本項の規定はお客さまの当社に対する損害賠償の請求を妨げるものではありません。

10. 団体・グループ契約

- (1) 当社は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行社がその責任ある代表者(以下「契約責任者」という。) 定めて申込んだ手配旅行契約の締結については、本項の規定を適用します。
- (2) 当社は、契約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者(以下「構成者」という。) の手配旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに係る旅行業務に関する取引きは、当該責任者との間で行います。
- (3) 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出していただきます。
- (4) 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- (5) 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
- (6) 当社は、契約責任者から構成者の変更のお申出があった場合可能な限りこれに応じますが、変更によって生じる旅行代金の増加及び変更に要する費用は、構成者に帰属するものとします。

11. 添乗員等及びその業務

- (1) 当社は契約責任者からの依頼により添乗員を同行させ添乗サービスを提供する場合があります。
- (2) 添乗サービスの内容は、原則として旅行日程上団体・グループ行動を行うために必要な業務とします。また、添乗員の業務時間は、原則として8時から20時までとします。
- (3) 当社が添乗サービスを提供する場合、お客さまは下記に定める「添乗サービス料金」と添乗員が同行するために必要な交通費、宿泊費等の実費を別途申し受けます。お申込みの旅行に係る添乗員費用(添乗サービス料金と必要な実費の合計)は、別紙旅行条件書(または見積書)に明示します。

消費税込

添乗サービス料金 (添乗員1名1日当たり)	海外旅行	31,500円
	国内旅行	21,000円

12. 当社の責任

- (1) 当社の責に帰すべき事由により、旅行サービスの手配が不可能となった場合、お客さまは旅行契約を解除することができます。この場合、お客さま

には、既にその提供を受けた旅行サービスの対価として、運送・宿泊機関等に対して既に支払い又はこれから支払わなければならない費用をご負担いただきます。但し、このことはお客さまの当社に対する損害賠償の請求を妨げるものではありません。

- (2) 当社は、手配旅行契約の履行に当たって、当社又は当社の手配代行者の故意又は過失によりお客さまに損害を与えた場合で、お客さまから損害発生の日から起算して2年以内に当社に通知があったときは、その損害を賠償する責に任じます。但し、手荷物に生じた損害については本項前段の規定に拘らず、国内旅行は14日以内、海外旅行は21日以内に当社に通知があったときに限り、1旅行1名につき15万円を限度(当社に故意又は重大な過失があった場合を除きます。)として賠償します。
- (3) 次のような場合は原則として責任を負いません。天災地変、戦乱、暴動、運送宿泊期間の事故若しくは火災、運送機関の遅延、不通又はこれらのために生じる旅行日程の変更若しくは旅行の中止、官公署の命令、出入国規制、伝染病による隔離、自由行動中の事故、食中毒、盗難等。

13. お客さまの責任

- (1) お客さまの故意又は過失により当社が損害を被ったときは、お客さまが損害を賠償しなければなりません。
- (2) お客さまが、旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客さまの権利義務その他の旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- (3) お客さまは、旅行開始後において、契約書に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書と異なる旅行サービスが提供されたとき、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者又は当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

14. 通信契約により旅行契約を締結されるお客さまとの旅行条件

- (1) 当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」という)のカード会員(以下「会員」という)より、所定の伝票への会員の署名なくして旅行代金・取消料等のお支払いをうけることを条件に、お客さまから電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段によるお申込みを受けて旅行契約(以下「通信契約」という)を締結することができます。通信契約による旅行条件も本旅行条件書に準拠いたしますが、一部取扱いが異なりますので、以下に異なる点のみご案内いたします。
- (2) 本項でいう「カード利用日」とは、お客さま又は当社が旅行契約に基づく旅行代金等のお支払い又は払戻債務を履行すべき日をいいます。
- (3) 通信契約を締結しようとするお客さまには、お申込みの際、旅行日程、旅行サービスの内容、クレジットカード番号(会員番号)その他当社指定の事項を当社にお申出いただけます。
- (4) 通信契約による旅行契約は、電話によるお申込みの場合は、当社がお客さまからのお申込みを承諾したときに成立するものとします。郵便、ファクシミリその他の通信手段によるお申込みの場合は、当社が旅行契約を承諾する旨の通知を発したとき

に成立するものとします。但し、E-mail、ファクシミリ等の電子承諾通知の方法で通知した場合は、当該通知がお客さまに到着した時に成立するものとします。

- (5) 当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への会員の署名なくして旅行代金や取消料等のお支払いを受けます。この場合、旅行代金のカード利用日は、確定した旅行サービスの内容をお客さまに通知した日とします。また、契約内容の変更や契約解除等によりお客さまが負担することになる費用のカード利用日は、当社が費用等の額をお客さまに通知した日とします。本項(7)により当社が旅行契約を解除したときは、当社が定める期日及び方法により当該費用等をお支払いいただきます。
- (6) 当社は、お客さまの有するクレジットカードが無効である等、お客さまが旅行代金・取消料等の一部又は全部を提携会社のカードによって決済できないときは、旅行契約の締結をお断りすることがあります。
- (7) 当社は、お客さまの有するクレジットカードが無効になる等、お客さまが旅行代金・取消料等の一部又は全部を提携会社のカードによって決済できなくなったときは、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。

個人情報の取扱

当社および受託旅行者は、旅行申込みの際に提出された、申込書に記載された個人情報について、お客さまのご連絡に利用させていただくほか、お客さまがお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービス手配、およびそれらのサービスを受領するための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。この他、当社および旅行取扱店では、(1) 会社および会社と提携する企業の商品サービス、キャンペーンのご案内、(2) 旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、(3) アンケートのお願い、(4) 特典、サービスの提供、(5) 統計資料の作成、にお客さまの個人情報を利用させていただくことがあります。

当社は旅行先でのお客さまのお買い物等の便宜のため、当社の保有するお客さまの個人データを土産物店に提供することがあります。この場合、お客さまの氏名、パスポート番号および搭乗便名等に関わる個人データをあらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。なお、これらの事業者へ個人データの提供の停止を希望される場合は、旅行取扱店宛に出発前までにお申し出ください。

旅行企画・実施:

観光庁長官登録旅行業第139号

西武トラベル

〒105-0003 東京都港区西新橋1-14-2
(株)日本旅行業協会(JATA)の正会員です。